

一般事業主行動計画(女性活躍推進)

策定日:2026年9月1日

事業主名:株式会社オフィスロビン

東京都渋谷区幡ヶ谷 3-52-5

代表取締役 沼口 恵子

当社は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき、性別にかかわらず従業員がその能力を十分に発揮し、女性がいきいきと活躍できる職場づくりを進めるため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026年9月1日 から 2028年8月31日 まで(2年間)

2. 当社の現状

項目	現状
常時雇用する労働者数	10名(男性7名、女性3名)
経営層の状況	代表取締役が女性であり、性別にかかわらず登用・活躍が経営トップ自らによって体现されている
年次有給休暇取得率	9割超(性別を問わず高い水準で取得されている)
週平均所定外労働時間(残業時間)	約5時間(繁忙期を除き、性別を問わず長時間労働が発生していない)

小規模組織であり、代表取締役をはじめ性別にかかわらず活躍できる風土が既に醸成されている。今後は、この状況を採用・登用・評価の「仕組み」として明文化し、将来的に従業員が増えた場合にも女性が継続的に活躍できる体制を整えることを課題とする。

3. 目標

- 採用及び登用において、性別にかかわらず公正な基準を明文化し、全従業員に周知する
- 育児・介護等のライフイベント後も、女性を含む全従業員が継続してキャリアを形成できる柔軟な勤務形態(短時間勤務・テレワーク等)を整備する
- 経営及び業務上の重要な意思決定に女性が参画しやすい環境を維持する(現状:代表取締役が女性)
- 年次有給休暇取得率90%以上を維持し、性別にかかわらず働きやすい職場環境を維持する

上記の各目標の達成状況は、下記「4. 対策の内容及び実施時期」のとおり毎月・毎年確認するとともに、計画期間終了時(2028年9月)に総括的に評価し、次期計画へ反映する。

4. 対策の内容及び実施時期

対策の内容	実施時期
採用選考・評価・登用に関する基準を文書化し、性別にかかわらず公正な運用を明確にする。	2026年10月~2027年3月
文書化した基準の内容を、全従業員に対し説明会または書面配付により周知する。	基準整備後速やかに(2027年3月まで)
短時間勤務・テレワーク等、育児・介護と両立しながら継続就業できる制度を整備し、就業規則に明記する。	2026年10月~2027年3月
年次有給休暇の取得状況を毎月確認し、取得率90%以上を維持するための声かけ・計画的付与を継続する。	計画期間中随時(毎月)
女性を含む全従業員を対象に、キャリア形成・働き方に関する意向を確認する個別面談を実施する。	年2回(毎年5月、11月)
本行動計画の実施状況を年1回点検し、必要に応じて目標・対策を見直す。	毎年12月

5. 公表及び周知

本計画は、当社ウェブサイト(<https://officerobin.com>)において公表するとともに、全従業員に対し説明会の実施及び書面の配付により周知した。

以上